● 実態調査 ●

平成26年度 千葉県における透析医療機関の感染性 廃棄物の現状に関するアンケート調査(第10報)

佐藤孝彦*1 田島知行*2 入江康文*3

千葉県透析医会感染症委員会 (*1 浦安駅前クリニック *2 市川クリニック *3 三愛記念病院)

key words: 感染性廃棄物,中間処理,県内処理,処理委託費用,透析医療機関

要旨

千葉県透析医会では、平成8年から2年毎に、透析 医療機関における感染性廃棄物の現状に対するアンケート調査を、透析医会加入の医療機関を対象に行って きた。平成26年、第10回目の調査を行った。アンケート調査は、第1回目からの調査とほぼ同じ内容を継続し、透析施設の概要、3カ月間の延べ透析回数、廃棄物処理業者、透析関連感染性廃棄物の総重量等を集計し、推移を検討した。医療機関が自発的に廃棄物問題を、20年間にわたって継続的に調査検討した報告はない。感染性廃棄物問題を理解し、把握することは重要と考えられる。

はじめに

廃棄物処理法が改正され、10年以上が経過している。マニフェスト制度の見直し、廃棄物排出者責任を定めた措置命令が出されたが、いまだに医療機関側の認識は不十分である。日本医師会では、医療機関の廃棄物に対する啓蒙活動を行っており、感染性廃棄物の取り扱いについて、マニュアルを作成している¹⁾. 医療機関側が、感染性廃棄物に対して積極的に対応する必要がある。廃棄物排出量の多い透析施設では、感染性廃棄物は大きな問題である。千葉県医師会では医療廃棄

物の適正処理について,周知徹底を促す冊子を作成し,感染性廃棄物の適正処理の流れ,排出事業者責任,マニフェストについて解説し,廃棄物の収集,運搬,中間処理を行う事業所に対して,推薦事業所選定基準を設けている²⁾.

千葉県透析医会では、医療廃棄物の自主的な実態把握が必要と考え、透析医会加入施設を対象として、廃棄物の現状に対するアンケート調査を平成8年に報告した³⁾. 引き続きデータの蓄積と継続的な調査が必要と考え、平成10年から2年毎に9回のアンケート調査を行い、その結果を本誌に掲載した^{4~11)}. 引き続き、平成26年度、第10回目の継続的な調査を行い、有益な情報を得たので報告する.

1 感染性廃棄物の処理に関するアンケート調査の内容

アンケート調査内容を以下に示す. データを比較検 討できるように, 設問は, 平成8年度第1回目の調査 から, 基本的に同じ流れを用いた.

* * *

1) 透析施設の概要(設問1)

回答した施設の形態を質問したものである.

- 1 透析主体の無床診療所
- 2 透析主体の有床診療所
- 3 透析主体の病院

Year 2014's questionnaire survey on the current state of infectious waste from dialysis medical facilities in Chiba Prefecture (10th report) Urayasuekimae clinic

Takahiko Sato

Ichikawa clinic

Tomoyuki Tajima

Sanai memorial hospital

Yasubumi Irie

- 4 透析施設を併設する診療所
- 5 透析施設を併設する病院
- 2) 平成26年6,7,8月の延べ透析回数(設問2)
 - 6月 回
 - 7月 回
 - 8月 回
- 3) 廃棄物処理業者について (設問3)
 - 1 委託していない
 - 2 一部委託している
 - 3 全部委託している
 - 2, 3の項目を回答した施設について
 - # 委託費用は1kg 当り約 円(税抜き)
 - * kg 当りの費用が不明の場合, 月当たり の費用の記入
 - # 廃棄物処理業者の記入 運搬業者名 わかれば中間処理業者名
- 4) 透析関連「感染性医療廃棄物」の総重量(設問4)
 - 6月 kg
 - 7月 kg
 - 8月 kg

(マニフェスト参照)

感染性廃棄物と一般廃棄物が混合処理されている施設は、マニフェストに記載されている重量を 記入. 自己施設で処理されている場合は推定量を 記入. 調査結果に正確性を持たせるためにアンケートは記 名式とした.

2 回答と集計

2-1 アンケート回収状況について

- ① アンケートは千葉県透析医会に所属するすべて の69施設(調査当時)に送られた。
- ② 調査は平成 26 年 6 月から 8 月までの廃棄物排 出状況を対象とした.
- ③ 回答は透析医会所属施設から,合計 52 施設から得られた.透析を休止している 1 施設を除く51 施設で回答率は 76.5% であった.全施設を解析の対象とした.

2-2 集計結果

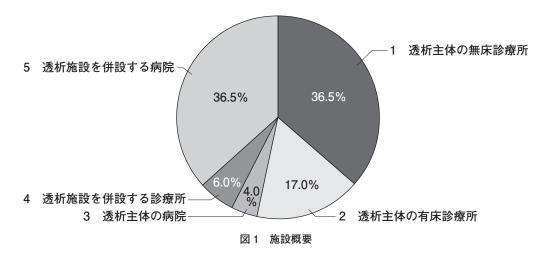
(1) 透析施設の概要(設問1)

回答があった 52 施設の概要を図 1 に示す. 以下施設の分類を,透析主体の無床診療所を 1,透析主体の有床診療所を 2,透析主体の病院を 3,透析を併設する診療所を 4,透析を併設する病院を 5,とした.

調査1回目から今回までの施設概要の変化を図2に示す. 前回調査までの調査と同様に透析主体の診療所,透析を併設する病院で7割以上の施設数を占めており,大筋では,施設形態の割合の変化はないと考えられる.

- (2) 施設分類別透析回数の分布(設問2)
- ① 施設分類別透析回数

1カ月あたりの透析回数の分布を図3に示す。これは、設問1による施設分類別に、1カ月の平均透析回数を1,000、2,000、3,000回で区切り、6,7,8月合計延べ施設数を総施設数で除し、百分比を算出したもので



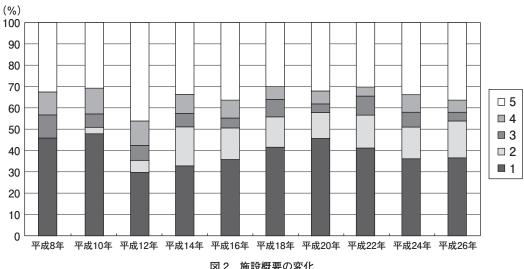
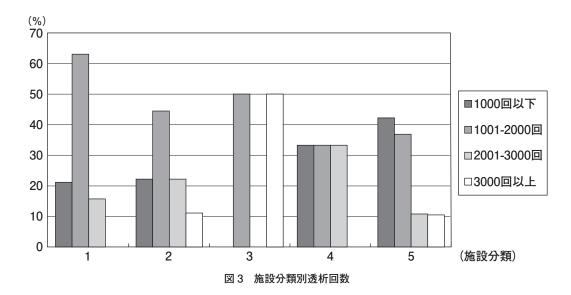
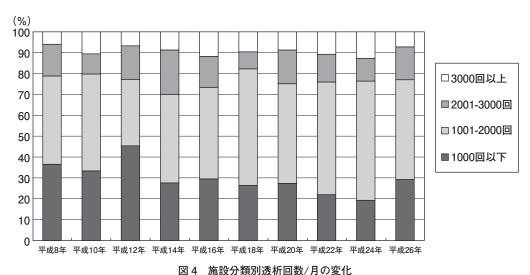


図2 施設概要の変化





ある. 図に示されているように1に分類されている 施設では、月間 1,001~2,000 回の透析を行っている割 合が最も多い。全体的な傾向としても、1カ月あたり

1,001~2,000 回の透析を行っている施設数の割合が多 く,この傾向は平成14年第4回調査の時から続いて いる(図4).解析対象とした51施設では月間平均,

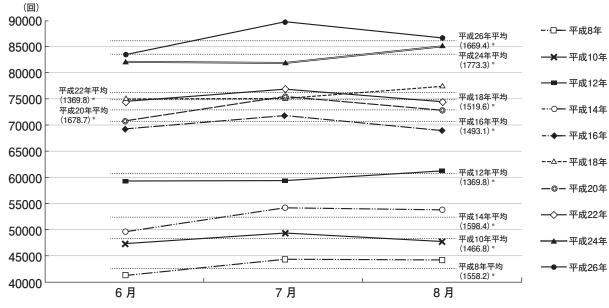


図 5 月別全施設透析回数・平均

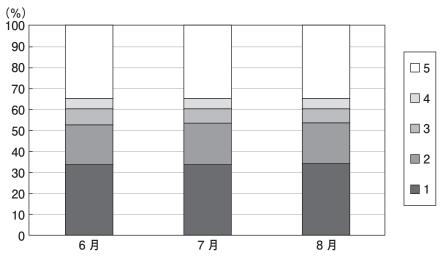


図 6 施設別各月透析回数占有率

総計で約86,800回の透析が行われていた.

② 月別全施設透析回数合計

6,7,8月の月別に、全透析施設の合計・平均透析回数と1施設当りの平均透析回数を調査年度別に図5に示す.1施設当りの透析回数は、第1回目の調査から若干の変動はあるものの、1,500回付近であった。平成20年から増加しており、今回調査時の平均値は1,669.45回であった。

③ 施設分類別各月透析回数占有率

上記の(2)の②で示した各月の全透析回数合計で、 1~5に分類される施設の合計透析回数を除した百分 比を図6に示す。また、第1回目調査からの百分比の 変化を図7に示す。初回の調査時から、各月ともに、 1と5に分類される施設の占める割合が多い。今回は 1 と **5** の分類の施設の割合は、全体の 68.9% を占めている。

(3) 中間処理方法について(設問3)

今回の調査では、前回調査と同様に、「県内排出廃棄物は県内で中間・最終処理を行うことが望ましい」という、千葉県医師会からの通達の実行状況を引き続き調査した。前回の調査同様に記名式で行ったため、詳細な内容の回答を得ることができた。有効な回答があった51施設での集計結果を図8に示す。現在、千葉県医師会が推薦業者選定基準により推薦業者として推奨している収集・中間処理業者は2業者、収集業者は4業者である。この業者をA、その他の業者をBとし、委託状況を調査した。

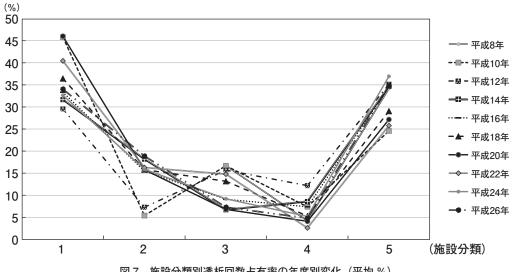


図7 施設分類別透析回数占有率の年度別変化(平均%)

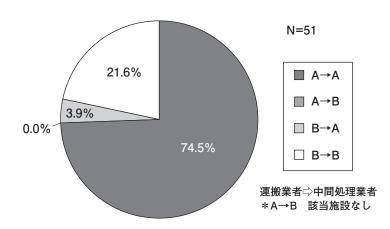
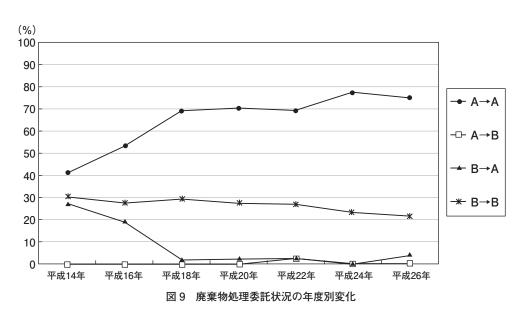


図8 廃棄物処理委託状況



回答を得られた全施設が廃棄物処理業者に感染性廃 棄物処理をすべて委託していた。運搬業者に、Aに属 する業者を利用している施設は74.5%であった。Aに 属する業者は全例が中間処理をAに属する業者で行っ

ていた。Bに属する運搬業者は7社あった。Bに属す る業者のうち2施設が中間処理をAに属する業者で 行っており、Aに属する業者が中間処理を行っている 割合は78.4%であった。県内業者が中間処理をして いる施設の割合は、平成 18 年調査時から平成 22 年調査時までほぼ 70% であったが、今回の調査では 78.4% となっていた。これは前回、平成 24 年調査と同様の割合となっている(図 9).

(4) 処理委託費用について (設問3)

感染性医療廃棄物 1 kg 当りの処理価格を価格帯で 分類し、施設数とその百分比を表1に示す。極端な数

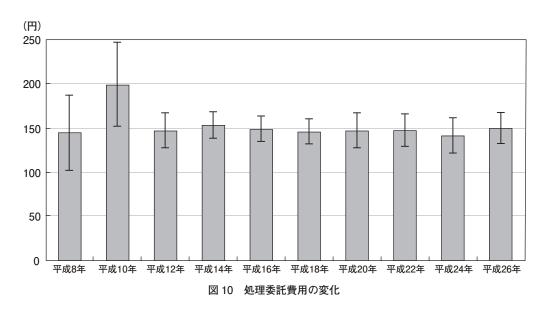
表 1 処理委託費用

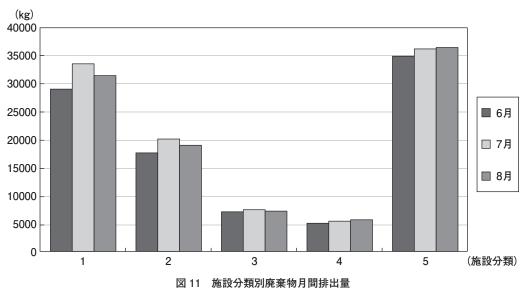
価格帯 (円)	施設数	%
149 以下	18	56.2
150~199	11	34.4
200~299	3	9.4
300 以上	0	0
合 計	32	100.0

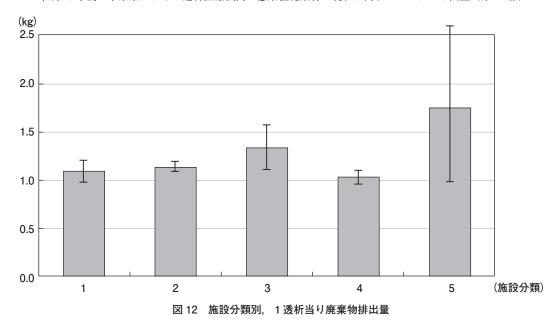
値を除き,有効な回答が得られた32施設を解析の対象とした.

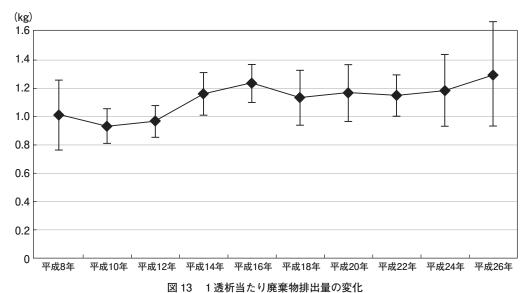
最多価格帯は149円以下であり、過半数の施設がこの価格帯に含まれていた。この傾向は、前回の調査とほぼ変わらなかった。全体の平均値±SDは149.8±35.1円、中央値は140.8円であった。

処理委託費用の,第1回目の調査からの変化を図10に示す。平成10年調査で,前回調査に比べ,kgあたり50円上昇していた処理委託費用は,平成12年には平成8年の調査時レベルに戻っていたが,平成14年はこれより5円程度の上昇が認められた。平成16年から平成22年までは平成12年のレベルにもどっていた。今回は,ほぼこのレベルの数値となっていた。









(5) 施設分類別透析関連感染性廃棄物月間排出量 について(設問4)

施設分類毎にマニフェストに記載されている感染性 廃棄物量を調査月毎に集計して図11に示す.透析部 分がわかる形で数値の提出のあった44施設を解析対 象とした.1カ月平均の透析関連感染性廃棄物の総排 出量は98,359.0 kgであった.施設分類別廃棄物排出 量の多さは,5,1,2,3,4の順であった.

各施設について、月間廃棄物排出量を月間透析回数で除し、1透析当りの感染性廃棄物平均排出量を算出した。施設分類毎に平均値±SDを求め、図 12 に示す。また、調査回毎の、1透析当りの感染性廃棄物排出量平均値の変化を図 13 に示す。1透析当りの廃棄物平均排出量は、平成 12 年までほぼ1 kg であったが、平

成 14 年, 平成 16 年と徐々に増加傾向が認められた。 今回は 1.28 ± 0.74 kg であり,前回調査の値より若干増加していた。

3 考 察

廃棄物は処理の流れの実態を把握する事が難しい. 個々の医療機関が、自己が排出した廃棄物の具体的な 処理過程を把握する事は不可能である。医療廃棄物の 県内処理は、顔の見える中で処理業者を把握すること ができる。医療機関と廃棄物処理業者が信頼関係を築 くことができる意味で重要である^{2,7)}. 千葉県では地 区医師会医療廃棄物担当理事懇談会を、廃棄物処理業 者参加の下で行っていた¹²⁾. 廃棄物の県内処理の重要 性が報告の中で述べられている. 改正廃棄物処理法とダイオキシン類対策特別措置法 は医療機関に排出者責任があることが示されている. これは、処理を委託した廃棄物処理業者が不適正処理、 不法投棄し損害が生じたならば、廃棄物を排出した医療機関が、汚染された土地等の現況復帰等多大な賠償 を負わなければならないことを示している. 医療機関 の廃棄物に対する認識は不十分であり、特に廃棄物排 出量の多い透析医療機関では重要な問題である. 最終 処理までの不適切・不法な処理の責任すべてが医療機 関側に発生することを認識する必要がある^{13,14)}.

日本医師会では、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課監修により、財団法人、日本産業廃棄物処理振興センターとともに、国家資格である、医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を開催している。この講習会は、実質的に廃棄物の管理を行う医師以外の職員に、廃棄物管理責任者として実務する資格を与えるものである。透析医療機関としては、有効に活用することが望まれる¹⁵.

医療廃棄物に関する,医療機関側からの報告はほとんどなく,千葉県透析医会が,2年毎に10回,20年間にわたり,継続的に行っている感染性廃棄物の現状に対するアンケート調査は貴重なものである。今回,アンケート調査を依頼した透析医会加入全69施設(調査当時)中52施設から回答が得られた。記名式の調査であり,透析施設の感染性廃棄物の実質的な調査と考えてよい。

アンケートの調査項目は、データを比較検討するため、第1回目調査から、ほぼ同じ項目を用いた。設問1では回答した施設の概要を示した。10回の調査を通じて、施設概要の比率は、ほぼ同じ傾向を示していることから、医会所属施設全体の概要と考えてよい。透析主体の無床診療所と透析を併設する病院の施設数の割合が高い。透析回数は、透析主体の無床診療所では、月間1,001~2,000回の施設が約63%であり、透析を併設する病院では約42%の施設が月間1,000回以下の透析を行っていた。処理委託費用は、調査対象とした32施設で1kgあたり平均149.8円、中央値は140.8円であった。価格帯は149円以下が過半数を占めていた。これらの数値は前回調査よりやや増加していたが、平成16年から平成22年までのレベルであった。

適正価格を考慮するうえで、医療機関が自発的に集

計した値は重要である. 透析医会の先生方には, 医療機関が自発的に出す数値の重要性をご理解頂いたうえで, 本調査への継続的なご協力を御願い致したい. 計10回, 20年にわたり医会の先生方が作り上げてきて下さった廃棄物アンケート調査は, 大変貴重なものである.

県内排出廃棄物は県内で中間・最終処理を行うという、千葉県医師会からの通達について、委託状況を調査した。県医師会推薦の業者をA、その他の業者をBとして、Aに属する業者を収集運搬業者として委託している施設は38施設であった。Bに属する業者を収集運搬業者として委託している施設は13施設であり、業者数は8社であった。県内で中間処理が行われている施設は40施設(78.4%)であった。この数字は、平成24年調査より若干増加している。収集運搬業者を県内業者に委託する医療機関の割合は平成14年調査時に比べて大幅に増加している。千葉県は北部、西部が他都県と接しており、地域的に、他地区の業者が距離的に近い地域がある等の問題もあるが、県内処理に向けて、より一層の理解を深める必要がある。

1透析当りの廃棄物排出量は第3回調査まで、ほぼ 1透析1kg前後を推移していたが、平成14年調査で、 1透析1.16kgと増加した。これは、厚生労働科学研 究費補助により、平成12年策定された「透析医療事 故防止のための標準的透析操作マニュアル」により、 返血はすべて生理食塩液置換法によるとされた事によ ると考えられた。平成16年の調査でさらに1.23kgと 上昇していた。今回調査では1.28kgと前回調査より 若干増加していたが平成16年レベルの数値であった。

廃棄物処理法が改正され、医療機関に廃棄物処理に 対する自己責任が発生した現在、医療機関が自ら排出 する廃棄物問題を把握することは重要である。2年毎 に10回、20年間の継続的な調査と解析は、貴重なも のである。

文 献

- 1) 日本医師会:医療従事者のための医療安全対策マニュアル. 平成19年11月.
- 2) 千葉県医師会: 医療廃棄物の適正処理について. 平成16 年.
- 3) 田島知行,入江康文,茅野嗣雄,他:平成8年度千葉県に おける透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケー ト調査,日透医誌 1997;13(1):14-18.

- 4) 田島知行,入江康文,茅野嗣雄,他:平成10年度千葉県 における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケ ート調査(第2報).日透医誌 2000:15(2):260-263.
- 5) 田島知行,入江康文,茅野嗣雄,他:平成12年度千葉県 における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケ ート調査(第3報). 日透医誌 2002; 17:105-109.
- 6) 佐藤孝彦, 田島知行, 入江康文, 他:平成14年度千葉県 における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケ ート調査(第4報). 日透医誌 2004: 19:123-131.
- 7) 佐藤孝彦, 田島知行, 入江康文, 他:平成16年度千葉県 における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケ ート調査(第5報), 日透医誌 2006; 21:170-178,
- 8) 佐藤孝彦, 田島知行, 入江康文, 他:平成18年度千葉県 における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケ ート調査(第6報). 日透医誌 2008: 23:101-110.
- 9) 佐藤孝彦, 田島知行, 入江康文, 他: 平成20年度千葉県 における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケ

- ート調査 (第7報). 日透医誌 2010; 25:87-94.
- 10) 佐藤孝彦, 田島知行, 入江康文: 平成22年度千葉県における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケート調査(第8報). 日透医誌 2012; 27:251-258.
- 11) 佐藤孝彦, 田島知行, 入江康文: 平成24年度千葉県における透析医療機関の感染性廃棄物の現状に関するアンケート調査(第9報). 日透医誌 2014; 29:206-214.
- 12) 田島知行:地区医師会産業廃棄物担当理事懇談会報告.千葉県医師会雑誌 2002;54:1781-1783.
- 13) 千葉県医師会編集広報委員会:医療廃棄物の適正処理をめ ざして(1). 千葉県医師会雑誌 2002; 54:967-971.
- 14) 千葉県医師会編集広報委員会: 医療廃棄物の適正処理をめ ざして(2). 千葉県医師会雑誌 2002; 54:1093-1097.
- 15) 日本医師会,日本産業廃棄物処理振興センター:医療関係 機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する 講習会テキスト.